

令和4年10月31日

第6回 地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会

太陽光発電に係る林地開発許可基準について

林野庁 森林整備部 治山課

三谷 智典

林地開発許可制度の概要

- 森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林での1haを超える開発行為については、**都道府県知事の許可**が必要（自治事務）。
- 許可にあたっては、**災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件**を満たすことが必要であり、防災施設の設置等の措置が講ぜられることが許可基準。

■ 林地開発許可の対象となる森林

○ 地域森林計画の対象となる民有林

- ※ 国有林と保安林以外の森林の殆どが対象
- ※ 地域森林計画は都道府県知事が策定

■ 林地開発許可の対象となる開発行為

○ 土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる**1haを超えての開発行為**

例) 住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電施設 など

■ 監督処分

- 無許可開発や違反行為に対して、**中止命令**や**復旧命令の監督処分**を実施
- 監督処分に従わない場合は、**告発や行政代執行**を実施

■ 罰則（改正前150万円以下の罰金をH29.4.1より次のとおり強化。）

- **3年以下の懲役**又は**300万円以下の罰金**

■ 林地開発許可の審査

- 都道府県知事は、申請が以下の要件を満たしていると認めるときは許可しなければならない

災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

- 土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等

水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

- 洪水調節池の適切な設置等

水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

- 貯水池や導水路の適切な設置等

環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

- 残置森林等の適切な配置

- 都道府県審議会、関係市町村長の意見聴取

令和4年の有識者検討会中間とりまとめを踏まえた林野庁の対応

- 令和4年に実施した有識者検討会中間とりまとめ（参考2参照）を踏まえ、林野庁では、令和5年4月からの施行に向け、令和4年9月に森林法施行令(政令)・施行規則(省令)を改正したほか、関連通知を改正予定。

有識者検討会 中間とりまとめ（参考2参照）

- **論点②：小規模林地開発への対応**
 - ・ 太陽光発電に係る林地開発については、規制規模（現行：1ha超）を0.5ha超に引き下げ
- **論点⑤：開発事業者の施工体制の確認**
 - ・ 防災施設を先行して設置するための資力・信用、能力について着工前に確認
- **論点①：令和元年に整備した許可基準等の効果検証**
- **論点③：開発規模の一体性の判断に関する整理**
- **論点④：降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備**
- **論点⑤：開発事業者の施工体制の確認**
 - ・ 防災施設の設置の先行実施を徹底することなどを許可の条件として整理
- **論点⑥：防災施設等の施工後の管理**
- **論点⑦：地域の意見の反映**

林野庁の対応方向（令和4年10月末時点）

- ◆ **森林法施行令を改正（令和4年9月）**
 - ・ 太陽光発電に係る林地開発について、0.5haを超える規模の開発については許可を要することを新たに規定。
- ◆ **森林法施行規則を改正（令和4年9月）**
 - ・ 林地開発許可の申請時に、資力・信用、能力を証する書類を提出することを新たに規定。
- ◆ **関連通知において反映予定（作業中）**

令和5年4月より、新たな政省令や関連通知を施行し、森林への太陽光発電設備を適正に導入

(参考1) 令和元年の取組

(太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会と許可基準の見直し)

- 林野庁では、地域住民による設置反対運動が見られることや、全国知事会等からの規制強化に係る要望を踏まえ、太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた許可基準を検討するため、令和元年6月に有識者検討会を設置。
- 検討結果を踏まえ、令和元年12月に「太陽光発電施設の設置に関する林地開発許可基準の運用細則（林野庁長官通知）」を定め、技術的助言として都道府県知事宛て通知。自然斜面のまま発電施設を設置する場合の防災施設の内容や、排水施設の計画、地表保護のための措置、残置森林の配置などの基準等を整備。

改正前の主な内容

- 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること
- 排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる流出係数については、地表状態及び浸透能に応じ0.3～1.0とすること
- 工場、事業場の設置を目的とする場合、残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね25%以上とし、原則として周辺部に配置すること

太陽光発電施設の特殊性の例

- 現地形に沿って設置が可能
- 不浸透性のパネルで地表の大部分が被覆されるため、雨水が地中に浸透しにくい
- パネルの遮光によりその下の地表が長期にわたり裸地又は草地のままとなる
- 採光を優先するため、森林は障害物として取り扱われる

運用細則の主な内容

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について、以下のとおり定める

- 施設の設置区域の**平均傾斜度が30度以上の自然斜面**である場合に、**擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置**すること
- 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる**流出係数は0.9～1.0**とすること
- 表面流を分散させるための**柵工、筋工等の措置**や、地表保護のための**伏工による植生の導入等の措置**を適切に講じること
- 残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね25%（うち、**残置森林率はおおむね15%**）以上とし、**原則として周辺部に配置**するとともに、**尾根部については原則として残置森林を配置**すること
- **住民説明会の実施等の取組等を配慮事項**とすること

(参考2) 令和4年の取組

(太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会中間とりまとめ概要)

- 令和元年度に定めた太陽光許可基準の運用状況の検証等のため、令和4年1月に有識者検討会を設置し検討を行い、令和4年6月に中間とりまとめを公表。

検討の論点ととりまとめの概要

- **論点①：令和元年に整備した許可基準等の効果検証**
 - ・ 太陽光許可基準については概ね効果的な内容であるが、細部の考え方を整理
 - ・ 土工については盛土規制法の技術的基準の内容を参考として整理
- **論点②：小規模林地開発への対応**
 - ・ 太陽光発電に係る林地開発については、規制規模（現行：1ha超）を0.5ha超に引き下げ
- **論点③：開発規模の一体性の判断に関する整理**
 - ・ 実施主体、実施時期、実施箇所について、開発規模の一体性を判断するための目安を整理
- **論点④：降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備**
 - ・ 排水施設の断面の設計雨量強度（現行：10年確率）を、10年確率以上とする方向で整理
 - ・ 洪水調節池の設計雨量強度（現行：30年確率）を、地域の状況に応じて50年確率にできる方向で整理
 - ・ 山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤整備等対応策の検討を実施
- **論点⑤：開発事業者の施工体制の確認**
 - ・ 防災施設を先行して設置するための資力・信用、能力について着工前に確認
 - ・ 防災施設の設置の先行実施を徹底することなどを許可の条件として整理
- **論点⑥：防災施設等の施工後の管理**
 - ・ 緑化等について、施工後の一定期間、植生の状態を確認するため経過観察を実施
 - ・ 転用後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、防災施設の維持管理や豪雨時の巡視等を事業者による管理の中に位置付けられるよう、関係省庁と連携した取組を強化
- **論点⑦：地域の意見の反映**
 - ・ 森林法に基づく市町村長の意見聴取について、プロセスや聴取事項を明確化
 - ・ 地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等を活用して地域の意見を林地開発に反映させるなど、関係省庁の制度間の連携を強化